

に、堤の復元整備についても検討する。このほか大井川の増水時に浸水を防ぐために用いたせぎの使用方法を図示するなど、見学者が理解しやすい看板表示を行う必要がある。

2 史跡周辺の整備活用

(1) 常唱庵・関川庵・塚本家住宅

街道や川越場との関連を示す施設として、説明板の設置や案内パンフレット等への掲載を図っていく。

(2) 文学碑

史跡周辺には芭蕉句碑をはじめ5基の文学碑があり、それによって大井川の川越しが歌人や作家の創作活動に影響を与えたことを知ることができる。史跡案内図にその位置を示すなどして、史跡の価値を高めるように努めていく。

(3) 島田市博物館・分館

島田市博物館の本館については、1階展示室で「島田宿の歴史と大井川の川越し」をテーマにした常設展示を行っている。平成4年の開館以来、大幅な展示改修は行われておらず展示機器の老朽化が進んでいるので見直しの時期に来ている。史跡の整備とあわせて展示のリニューアルを検討していく必要がある。

また、博物館の分館については、史跡と一体化しているが、明治中期の邸宅の紹介と海野光弘版画記念館、民俗資料室が併設され、史跡と同分館の関係が来訪者には分りにくい。今後の整備活用を考えるうえで、同分館の役割や位置づけ、来訪者へのアプローチの仕方についても再検討すべきである。

(4) 朝顔の松公園

博物館本館から街道を挟んだ南側にある公園で、初代朝顔の松の銘板を安置した朝顔堂や目明観音など、人形浄瑠璃「朝顔日記」にちなんだ公園として地域に親しまれている。しかし、一般には「朝顔日記」の知名度はそれほど高くないため、観光客の関心が低い。道路に面した場所に公園の名前の由来を紹介する看板を設置するなど、史跡の価値を高めるための工夫が必要である。また、公園内のトイレについては、史跡整備とあわせて今後検討していく。このほか、公園を活用した文化芸術活動など、史跡と一体的な幅広い利活用が期待される。

第6章 運営および体制整備のあり方

第1節 管理運営の基本方針

大井川の川越しが江戸時代の政治経済や文化芸術にも影響を与えていたことを考慮すると、島田宿大井川川越遺跡は交通史跡としての価値に止まらず、多様な価値を有する史跡と言える。また遺跡を取り巻く現在の状況については、土地利用やさまざまな法規制、観光や地域の活性化とも密接に関係している。こうした状況の下、史跡の保存管理や整備活用については、島田市を中心に関係機関や市民との連携・協働が不可欠であり、包括的な管理運営を進めてゆく必要がある。

今後の島田宿大井川川越遺跡の管理運営に当たり、運営及び体制整備の基本的な考え方を以下に示しておく。

1. 島田市は史跡の管理運営の主体として関係機関との連携を強化し、包括的かつ円滑に管理運営及び事業を推進する体制を確立する。
2. 島田市庁内の体制を強化する。
3. 史跡の保存管理や整備活用への市民参加を促進する。
4. 利用者の声に耳を傾け、より良い史跡の維持・管理及び整備・活用を目指して改善に努める。

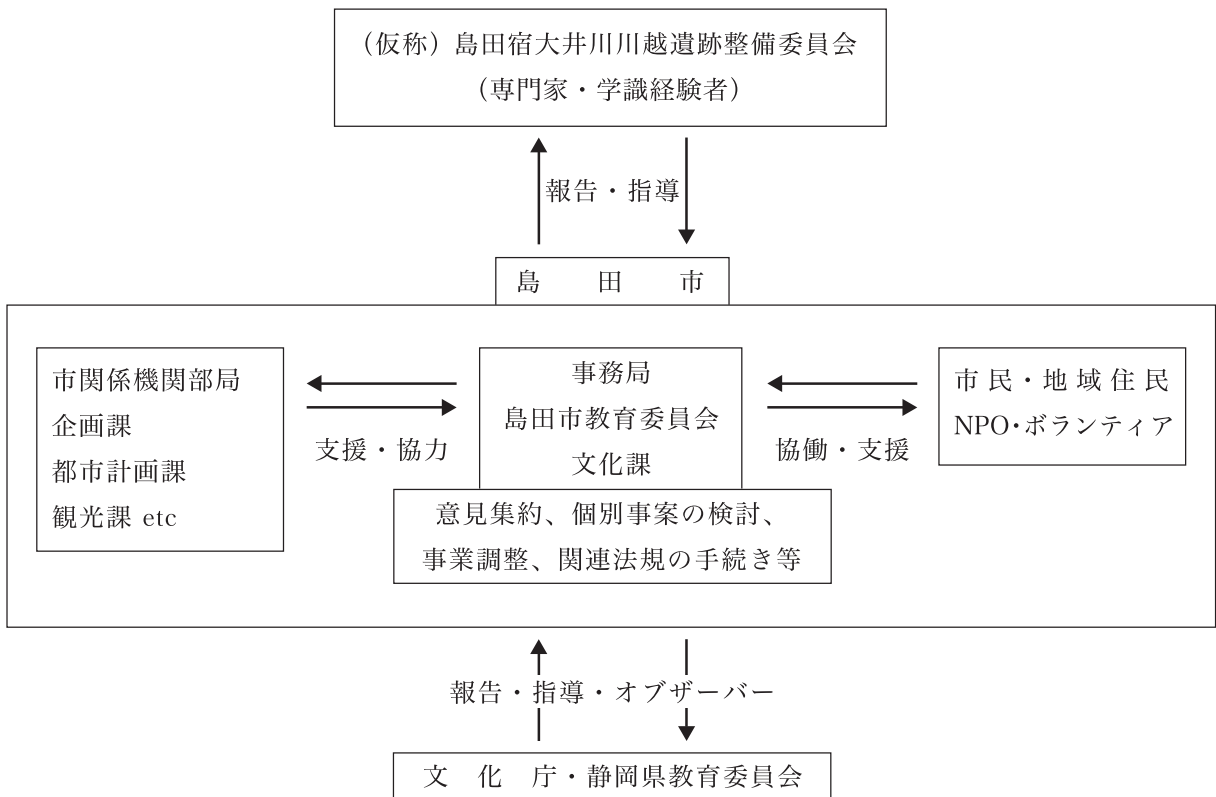
第2節 管理運営体制

島田宿大井川川越遺跡の保存管理および整備活用は、島田市教育委員会文化課が中心となって進める。事業内容については「(仮称)島田宿大井川川越遺跡整備委員会」を設置して検討・協議を行い、整備構想及び整備計画を策定し、整備を行う。その内容については「島田市景観計画」をはじめ各種計画との整合性を図る。

日常の管理については、指定地所有者及び周辺住民や地元自治会、市民ボランティア、関係課が連携を図りながら実施する。

島田市庁内においては、文化課が中心となり、史跡に関する意見の集約や事業の調整を行いながら史跡の保存・管理及び整備・活用を進めていく。このほか文化庁、静岡県ほか関係機関と随時調整を図りながら事業を進める。

図6-1 整備事業体制イメージ図



第7章 今後の課題と将来に向けて

第1節 今後の課題

1 地域住民との協力体制の構築

島田宿大井川川越遺跡については、史跡指定時の段階から、行政の説明不足や対応の悪さなどから、行政に対する住民の不信感が募っている。特に史跡の現状変更の取り扱いや不動産売買の問題、見学者のマナーと住民プライバシーの保護の問題などについて、住民へ負担を強いる結果となっている。

長年に積み重なった感情は一朝一夕に解消されるものではなく、今後進めていく史跡の管理運営と整備活用を通して地域住民に愛される管理運営を実践してゆかなければならない。こうした事業運営を実施していくことで、はじめて地域住民の協力体制が構築できる。特に遺跡内においては、少子高齢化が進み空き家が目立つようになっている。地域住民とのコミュニケーションを積極的に行い、地域と連携した維持管理を行ってゆかなければならない。

2 文化的観光施設としての史跡活用

史跡指定後の昭和40年代後半から50年代にかけて、川会所をはじめとした建造物の復元整備が行われ、その後平成4年の博物館開館から平成12年の分館の開館にかけて川越遺跡とその周辺の整備が行われた。しかしソフト面では、包括的な事業展開には至らなかった。

今回、保存管理計画の策定にあたり、全体的な事業運営の見直しを図ることとなった。今後は川越遺跡に求められる目的を明確にし、事業を調整し推進してゆかなければならない。特に文化的観光施設としての整備については、川越遺跡の保存との整合を図り、見学者が、もう一度来たくなるような整備を進める必要がある。今年度から藤枝市と共同事業として始まった東海道街道文化創造事業（県補助事業）を発展的に拡大してゆくことをはじめとして、他市町や他施設と綿密な連携を図ってゆきたい。

3 史跡整備の課題

川越遺跡の大きな魅力はその景観にある。屋根が低く、緩やかな勾配の瓦屋根と珍しい葺の障子窓の家屋が街道の両側に連なる風景は、江戸時代の町並みを感じさせる。しかし、昭和41年の史跡指定は、川越しに関わる建物等が存在した土地のみであった。今後は連続する家並みの景観を守るため、面的な史跡の保護と修景整備を進めてゆく必要がある。

遺跡の中心である街道は、見学者が番宿などの復元家屋を見て回る見学路となっているが、一方で地元住民の生活道路として人や車両が終日頻繁に往来している。このため以前から交通事故の危険性が高く、遺跡内を通らない迂回路の整備や交通規制による対策が求められているものの、実現には至っていない。迂回路の整備や交通規制が大きな課題である。さらに、東日本大震災（平成23年）以降、公共施設の防災対策は行政の責任として求められている。川会所をはじめ、日中に見学可能な復元家屋も利用者の安全確保と文化財保護のため、建物の耐震化や消防設備の充実が緊急の課題となっている。

このほか、今後計画している立合宿の復元及び川会所の移築復元については、復元整備のための根拠資料を収集する必要がある。

4 継続的な体制および財源の確保

史跡整備については、その史跡の専門的な知識と経験を有する人材が継続的に担当する必要がある。また今後の整備・活用を進めるに当たっては、関係機関をはじめ地域住民や市民ボランティア団体との調整も今以上に行う必要がある。さらに川越しに関する調査研究も継続して進める必要があり、業務は多岐にわたる。このため継続的かつ専門的な知識を有する人材の確保が急務である。また、現状では、史跡の維持管理及び活用に関する業務が、職員配置の関係から分かれているが、今後は一元化した業務体制をとることが望ましい。

財源確保については、現在島田市では史跡諏訪原城跡の整備工事を進めており、今後多額の経費が見込まれる。このほか、市内にある国・県・市指定の文化財の保存維持にも多額の予算確保が必要になってくる。こうした状況下、川越遺跡の保護・整備については、史跡地の公有化や復元家屋の防災対策、移築復元などに多額の経費が見込まれる。財源確保に当たっては、文化庁、静岡県教育費による補助金に加え、その他の補助金の活用も検討してゆく必要がある。

第2節 将来に向けて

東海道を行き交う人々にとって、大井川を渡ることは古代から近代まで大きな問題であった。街道一の難所として知られた大井川は、文学作品に見るように、古人の想いもひとしお強いものがあつた。さらに近代以降、全国の街道の河川の渡し場跡が急速な開発により姿を消してゆく中、島田宿大井川川越遺跡は地形や景観が良好な状態で残る極めて貴重な遺跡と言える。

翻って旧島田市と旧金谷町が合併し、かつて大井川の川越しを行っていた島田・金谷の両市町が一つの行政市になったその意味は大きく、今後、川越しに関わる調査研究や史跡を活用した様々な事業の展開が期待される。史跡の保護及び整備においては、市への買上げ要望のある指定地の公有地化を計画的に実施して史跡の保護を図るとともに、川会所や立合宿の建物を元の場所へ移築復元することを目指し、史跡整備を進める必要がある。また、街道沿いにあつた並木敷きや土橋についても、復元整備ができないか検討し、史跡整備につなげたい。さらに、史跡及びその周辺の景観整備についても関係機関や地域住民と調整を図りながら、川越遺跡の全体的な整備を進めてゆきたい。

また大井川の連台越しに関しては、渡渉技術の伝承や川越しを行っていた兩岸の地域の振興の点からも、行事の復活が望まれる。そうした中、東海道街道文化創造事業における若者のまちおこしグループによる連台を使ったデモンストレーションは、連台越し行事の復活へつながるものとして期待が寄せられている。また住民が主体になって平成11年(1999)に発足した「川越街道を愛する会」では、番宿を使用して雛人形や七夕飾りの展示を行っており、地域の風物誌として定着するとともに観光客の目を楽しませている。川越茶屋の一角にある

芭蕉庵での喫茶営業のほか、「権蔵わらじ」や東海道に関わる書籍等の販売は、観光で訪れる一般見学者に好評を得ており、今後も史跡を通じた地域振興を市民との協働の取組みとして進めてゆきたい。

このほか島田市で現在整備を進めている諏訪原城跡とこの川越遺跡は東海道でつながっており、途中の市指定史跡の東海道石畳（金谷坂）からは世界遺産富士山の美しい眺望が広がるなど、今後、川越遺跡の整備を進めることで、歴史の道東海道を軸とした文化遺産としての魅力の高まることが期待される。周辺地域には世界一長い木の橋として知られる蓬萊橋や、SLで有名な大井川鐵道、お茶の郷博物館、温泉など、数多くの観光資源に恵まれている。JR 東海道線や東名高速道路及び新東名高速道路 IC、富士山静岡空港といった交通インフラの要衝でもある当市において、川越遺跡のさらなる整備・活用の推進は、観光振興の弾みにもなり得る。

こうした中、新島田市が誕生して10年を迎え、来年平成28年（2016）には島田宿大井川川越遺跡の史跡指定から50年の節目の年を迎える。島田市ではこれまでの調査や整備状況を踏まえ、地域住民をはじめ様々な人々に川越遺跡の整備、活用についての意見を聞きながら、川越遺跡の整備基本構想の策定を進めてゆくことを計画している。そこで、整備基本計画の策定をすすめ、順次川越遺跡の整備を図っていききたい。今回、策定した保存管理計画を川越遺跡の保存の指針とし、今後の史跡整備の新たなスタートの一步としてゆきたい。



図7-1 川越街道街並み整備イメージ図（『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』より）

付 編

○人形浄瑠璃「朝顔日記」について

「朝顔日記」は文化9年（1812）に大坂で歌舞伎の芝居として作られたもので、本来は「生写しょううつし朝顔話あさがおほなし」が正式な名前で、天保3年（1832）に浄瑠璃として初めて上演され、通称「朝顔日記」で今日まで人々に親しまれている。

話のあらすじは安芸の国の娘、深雪みゆきが宮仕え中の京都で虫狩りに行き、宮城阿曾次郎という若い侍と恋に落ちたことから始まる。その後、国許へ帰った際に深雪の親が駒沢次郎左衛門という侍を婚約者に決めたと聞かされ、その侍が宮城阿曾次郎と同一人物とは知らずに家を出てしまう。そして深雪は阿曾次郎を尋ね歩く「朝顔」という名前の門付けかどづけ（三味線弾き）となり、諸国をさまよううちに目が見えなくなってしまった。あるとき島田の宿を訪れ、宿屋から宿屋へ切ない歌を流していくうちに、とある座敷から声がかかった。この声の主こそ、捜し求める阿曾次郎であった。しかし彼は主君の命をおびた急ぎの旅であったため、また朝顔は目が見えないため名乗ることができず二人は分かれてしまう。あとで阿曾次郎とわかった朝顔は急いで追いかけるが、大井川まで来るとちょうど川留めとなってしまう。半狂乱となった朝顔は激流に飛び込もうとするが、宿屋の主人あひら戎屋徳右衛門に助けられ、偶然目が見えるようになった。このとき最初に目に映ったのが大きな一本松であった。その後、朝顔と阿曾治郎は再会を果たしめでたく結ばれた。

（出典『浄瑠璃名作集（上）』大正6年 有朋堂文庫）

かつて善太夫嶋堤の上にあった大きな一本松は、このお話にちなんで「朝顔の松」と呼ばれるようになり、昭和3年（1928）には堤の上にあった朝顔の松の脇に「朝顔の松」と彫られた石碑が建てられた。太平洋戦争中に朝顔の松は枯れてしまったが、枯れた松で作った大きな木碑が善太夫嶋堤跡の西に広がる「朝顔の松公園」のあさがお堂に安置されている。また、この御堂の横には五代目の朝顔の松が植えられている。



写付－1 三代歌川豊国 朝顔日記 大井川宿屋の段（島田市博物館）

○島田市島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会設置規則

平成 25 年 3 月 25 日
教育委員会規則第 4 号

(設置)

第 1 条 国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保存管理計画を策定するため、島田市島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 大井川川越遺跡の保存管理事業に係る計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大井川川越遺跡の保存管理のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は 10 人以内で組織する。

2 前項の規定に関わらず、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は 5 人以内とする。

(委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は次に掲げるものの中から島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 地域関係者
- (4) 市職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の中から選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び臨時委員（以下この条において「委員」という。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、島田市教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付要綱

平成17年5月5日

告示第128号

(趣旨)

第1条 市長は、大井川川越に関する歴史的遺産の環境を確保するため、まちなみの景観を保全する行為をする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
市長が大井川川越に関する歴史的遺産の環境を確保する地域として指定した地区内（以下「指定地区内」という。）において、建造物（門及び塀を含む。以下同じ。）の所有者が市の依頼を受けて、その建造物を修景、修理等現状を変更する場合の当該現状の変更に要する経費	補助の対象となる経費の10分の10以内
指定地区内において、建造物の所有者がその建造物の道路に面した部分を修理等現状を変更する場合に当該部分を周囲の環境と調和したものとするときの当該現状の変更に要する経費	補助の対象となる経費の6分の5以内
指定地区内において、新たに建造物を設置する場合（改築する場合を含む。）にその建造物の道路に面した部分を周囲の環境と調和したものとするときの当	補助の対象となる経費の6分の5以内

該部分の設置に要する経費	
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により史跡に指定された島田宿大井川川越遺跡の指定地域内において、建造物の所有者がその建造物の現状を保つための修理をする場合の当該修理に要する経費	補助の対象となる経費の 6 分の 5 以内

2 前項の建造物の修景、修理等又は設置は、別に定める基準に適合して行うものとする。

（交付の申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第 4 条 規則第 6 条の補助金交付決定通知書は、史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）とする。

（変更の承認）

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた者が第 3 条の申請の内容を変更しようとするときは、史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付変更承認申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 変更収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付変更承認書（様式第 6 号）により、申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 収支決算書（様式第 3 号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の完了を確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付確定通知書)

第7条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)とする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付要綱(平成14年島田市告示第164号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

○川越街道修景基準

川越街道の歴史ある景観や住みよい環境を将来にわたって守っていくためのルールである川越街道修景基準を住民との話し合いにより、以下の基本的考えに沿って策定しました。

この基準は、川越街道沿いに住む皆さんが将来家を建て替えたり、街道に面する部分の改修を行う場合に参考としていただく基本的ルールです。

○修景の基本的考え方

緩やかなルール・・・歴史ある街道景観と住みよい環境を守るための緩やかなルール化。

歴史を活かす・・・特徴ある街道の建物を将来に継承しながら、現在の生活に適合し、調和のとれた家並みとなるような建物のデザイン。

落ち着き・・・建物の色や形、屋根の勾配や庇など周囲の家並みとの調和を図り、街道の雰囲気を心地よく保つ。

緑と水・・・緑や水路を活かし、日常生活を快適にする工夫する。

時間をかけた整備・・・各個の事情により整備条件が異なるため、修景基準に沿って少しずつ家並みが整う。

自分たちが守る基準・・・家並みや街道の雰囲気が後世まで保てるよう、住民の皆さんが守れる範囲の修景基準。また、行政が守るべきことや来訪者が守るべき基準。

○川越街道修景基準

みんなが守り伝えるもの

建物	気をつけること	基準の内容
形態	家並み	・川越街道の歴史を感じさせる落ち着いたある家並みにしていきましょう。
	位置	・家並みの調和に配慮した壁面の位置にするため、できるだけ90cm程度壁面後退し、軒下の空間をつくりましょう。
	構造	・木造建築、または軽量鉄骨であっても街並みと調和した建物にしましょう。
	高さ	・高さは隣接する建物に調和するようにしましょう。
屋根	勾配 形式	・周辺との調和のとれる屋根勾配（4～5寸勾配）にしましょう。
	材料	・できるだけ平入りの屋根（道路に沿って屋根の軒を設け、道路側を玄関とする建て方）にしましょう。
	庇（ひさし）	・日本瓦の使用を基本としましょう。 ・庇（ひさし）を設ける場合、隣接建物にしましょう。
外壁	材料	・家並みと調和した材質としましょう。 ・原色を避け、街道の歴史性を損なわない落ち着いた色調にしましょう。
窓	窓 格子 障子	・窓枠は、家並みに調和する落ち着いた色調のものにしましょう。 ・格子を設けることも考えましょう。 ・窓の内側に障子を利用することも考えましょう。
樋	軒・縦樋	・落ち着いた色彩のものを使用しましょう。
付属物	設備機器等 （エアコン室外機など） 販売機	・道路から見えにくい位置に設置しましょう。 ・やむをえず見える場合は、目隠し等で覆いましょう。 ・新たに設置する場合は、メーカーと交渉し、家並みに調和した仕様にしましょう。
外構	門	・設置する場合は、家並みに調和した門にしましょう。 ・設置する場合は、落ち着いた色彩の板塀の設置や植栽をしましょう。
看板	案内板 商業看板	・建物と調和する木製の看板にしましょう。 ・形態、色彩が極端と思われる看板は避けましょう。 ・位置は周辺環境に配慮した位置にしましょう。
敷地	盛土の高さ	・盛り土は隣接地と調和のとれた高さにしましょう。

行政が守るもの

- ・ 行政が建てる建築物については、上記の基準を守るとともに島田市景観形成推進会議に諮り、指導を受ける。
- ・ 行政が所有する史跡内の建築物は歴史的資料等に基づいた建設を行い、史跡外は家並みと調和した建築物等にする。
- ・ のぼりや標語などの文字の氾濫をさせないとともに、サイン（案内板や看板）の景観統一を図る。

来訪者が守るもの

- ・ 指定史跡などの民家への立ち入りに居住者の承諾を得ること。
- ・ ゴミ等を持ち帰ること。
- ・ 車は道路上に停車しないで博物館の駐車場に置くこと。
- ・ 団体客は安全のため、交通の妨げにならないよう歩行すること。

（『川越街道修景基準策定業務委託報告書』より）

参考文献

- ・『掛川誌稿』文化年間 齊田茂先 名著出版 昭和47年
- ・『静岡縣志太郡誌』静岡縣志太郡役所 大正5年
- ・『島田と近郊』蘭契会 昭和3年
- ・『大井川蓮臺越』大井川保勝会 昭和9年
- ・『島田古帖』島田古書保存会 昭和34年
- ・『島田市史資料』第一卷 島田市史編纂委員会 昭和37年
- ・『島田市史資料』第二卷 島田市史編纂委員会 昭和38年
- ・『島田市史資料』第三卷 島田市史編纂委員会 昭和39年
- ・『島田市史資料』第五卷 島田市史編纂委員会 昭和42年
- ・『島田市史』中巻 島田市 昭和43年
- ・『島田市史』下巻 島田市 昭和48年
- ・『島田市史』上巻 島田市 昭和53年
- ・「島田宿規則糺一件」『島田市立図書館叢書』第三集 島田市立図書館 昭和44年
- ・「東海道宿村大概帳」『近世交通史資料集 四』吉川弘文館 昭和45年
- ・『史跡 島田宿大井川川越遺跡川会所修理工事報告書』島田市 昭和45年
- ・「江戸時代島田町沿革史」紅林時次郎『島田市立図書館叢書』第五集 島田市立図書館 昭和46年
- ・『大井川とその周辺』浅井治平 いづみ出版 昭和47年
- ・「徳川時代に於ける東海道の交通と大井川の川越に就いて」黒田五郎『島田市立図書館叢書』第十二集 島田市立図書館 昭和55年
- ・『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』財団法人環境文化研究所 昭和55年
- ・『大井川治水史』建設省中部地方建設局静岡河川工事事務所 昭和56年
- ・「島田駅志」置塩陶斎『島田市立図書館叢書』第十四集 島田市立図書館 昭和57年
- ・『国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡（十番宿）修理工事報告書』島田市 昭和57年
- ・『図説日本の町並み6 東海編』第一法規 昭和57年
- ・「東海道島田宿」大塚勲『島田市立図書館叢書』第十五集 島田市立図書館 昭和58年
- ・「旅人の見た島田宿と大井川」大塚勲『島田市立図書館叢書第十六集 昭和59年
- ・『図説静岡県の歴史』河出書房新社 昭和62年
- ・『よみがえれ大井川—その変貌と住民—』静岡県地理教育研究会 平成元年
- ・『静岡県史 資料編13 近世五』静岡県 平成2年
- ・『大井川の川越し』島田市教育委員会 平成4年
- ・『島田宿と大井川』島田市教育委員会 平成4年
- ・『金谷町史 資料編二 近世』金谷町 平成5年
- ・『金谷町史 資料編三 近現代』金谷町 平成7年
- ・『金谷町史 通史編 本編』金谷町 平成16年
- ・『静岡県歴史の道 東海道』静岡県教育委員会 平成6年
- ・『大井川流域の中世史』大塚 勲 朝日書店 平成7年
- ・『静岡県榛原郡川根町家山 天王山遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書』天王山遺跡発掘調査団 川根町教育委員会 平成7年
- ・『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』島田市 平成7年

- ・『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』 島田市 平成8年
- ・『静岡県史 通史編4 近世二』 静岡県 平成9年
- ・『三つの東海道』 静岡新聞社 湯之上 隆 平成12年
- ・『日本の古代道路を探す 律令国家のアウトバーン』 中村太一 平凡社 平成12年
- ・『東海道の宿場と交通』 渡辺和敏 静岡新聞社 平成12年
- ・『川越街道修景基準策定業務委託報告書』 島田市 平成13年
- ・『史話大井川の川越』 紅林時次郎 島田市博物館 平成14年
- ・『島田宿大井川川越遺跡「旧立合宿」の建築に関する調査報告書』 静岡県民俗建築技術協会
平成14年
- ・『わたしたちの島田市』 島田市教育委員会 平成16年
- ・『完全踏査 古代の道 畿内・東海道・東山道・北陸道』 武部健一 吉川弘文館 平成16年
- ・『島田宿史跡案内』 島田宿史跡保存会 平成18年
- ・『金谷宿史跡案内』 (改訂版) 島田宿・金谷宿史跡保存会 平成21年
- ・『河原町史話』 河原町々史編纂委員会 平成22年
- ・『島田市景観計画』 島田市 平成25年

国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡保存管理計画

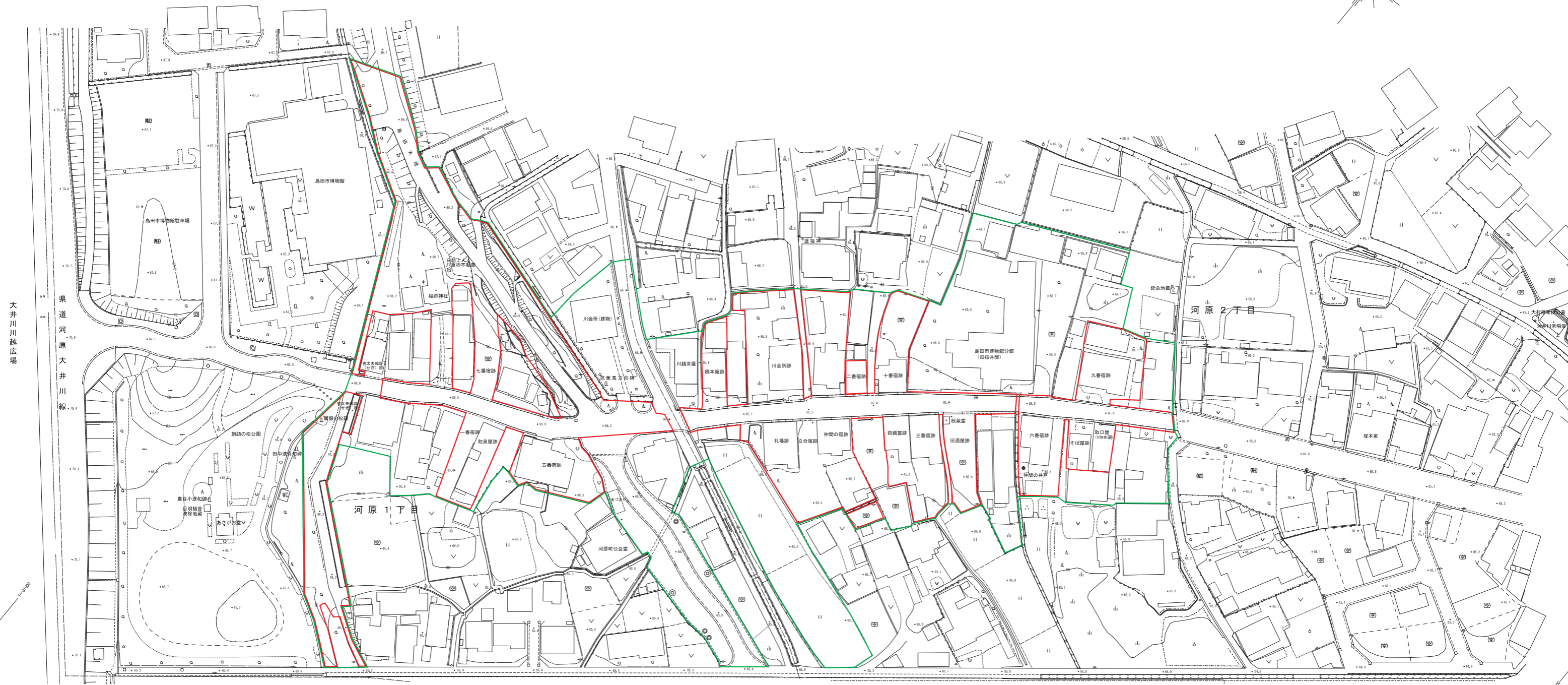
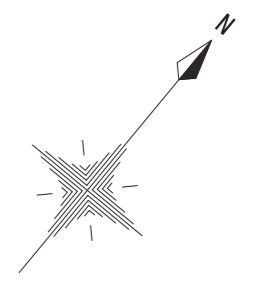
平成27年3月24日 発行

編集・発行 島田市教育委員会

〒428-8601 静岡県島田市金谷代官町 3400

TEL・FAX 0547-46-3446・46-5301

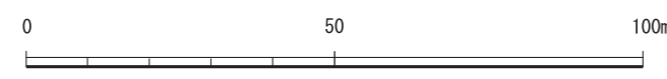
島田宿大井川川越遺跡地形図



大井川越広場

県道河原大井川線

1:500



凡例	
	史跡指定範囲
	保護対象範囲